

平成27年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成28年3月15日(火)
午前10時から正午まで
場所) 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 李仁子委員, 市瀬智紀会長, 金東瑛委員, 小関一絵委員, 寺田佳宏委員,
西部忠司委員, 古舘由美委員, 宮澤イザベル委員

■欠席委員

末松和子委員

■事務局出席者

高砂義行経済商工観光部次長

三坂達也経済商工観光部参事兼国際経済・交流課長

千坂守経済商工観光部国際経済・交流課課長補佐(総括担当)

鈴木誠経済商工観光部国際経済・交流課課長補佐(企画・他文化共生班長)

【委嘱状交付】

本日は御多忙のところ「平成27年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただきありがとうございます。会議に先立ちまして、高砂経済商工観光部次長から、本日御出席の委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。

皆様のお席まで高砂次長が参りますので、お名前をお呼びしましたら、その場で御起立願います。

～各委員に委嘱状の交付～

皆様の任期は、平成28年2月1日から2年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

【開会】

それではただいまから、「平成27年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会」を開催いたします。開会にあたりまして、宮城県経済商工観光部次長の高砂義行から御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

次長) 経済商工観光部次長の高砂でございます。本日は、お忙しいなか、「平成27年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、県の多文化共生施策の推進に当たりましては、日頃から多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま、村井嘉浩知事名の委嘱状をお渡しし第5期目の委員に御就任いただいたところ

ですが、今後皆様方からさまざまな御意見を頂戴しながら、多文化共生社会の形成促進に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本県の多文化共生施策につきましては、平成19年度に条例を制定し、また平成20年度に第一期宮城県多文化共生推進計画を策定し、この計画に基づいて事業を実施してきたところ です。

さて、東日本大震災から5年が経過し、一時は2,000人ほど減少した宮城県の在留外国人 数も、平成26年12月末の法務省公表資料によりますと、16,274人と、震災前の水準に回復いたしました。

今後とも、外国人県民の方々が安心して暮らすことができるよう、また、それぞれの地域で活躍していただくことができるよう、これまで以上に多文化共生施策を推進してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には、引き続き、多文化共生社会実現のために大所高所からの御助言をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、第5期委員の皆様にお集まりいただいたの初めての審議会でございますので、これまで御説明してきた内容と重複することがあるとは存じますが、まずは、宮城県の多文化共生に関する条例及び推進計画について簡単に御説明させていただき、その後、多文化共生社会の形成を一層推進するための取組のあり方などについて、委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

司会) それでは、委員に就任された皆様から一言御挨拶をお願いしたいと思います。お手元の名簿の順番でお願いいたします。

阿部委員) 仙台市立八幡小学校で、外国籍の子供や外国に長く住んでいた子供達を中心に学習指導・生活のサポート等を行っております。この仕事をしていて感じることは、子供達は比較的早く環境に慣れるのですが、どちらかという と保護者へのサポートが必要だということです。どうぞよろしくお願いいたします。

李委員) 東北大学の教育学部の李仁子と申します。私の専門は文化人類学で、多文化理解・異文化理解が専門分野です。個人的に今年から頑張りたいのは、韓国の食文化を紹介することについて仲間と共同研究しており、宮城の食文化が韓国に広まるように、また、韓国の食文化をもっと宮城に紹介できるようになったら良いと思っていますので、よろしく お願いいたします。

市瀬委員) 宮城教育大学の国際理解教育研究センターの市瀬と申します。自分の仕事としては教育の分野を中心として、地域の外国人コミュニティなど様々な外国人の方の力を借りて日本の生徒・学生を含めてグローバルな価値をどう養っていくのかということについて奮闘していますが、なかなか上手くいかないことも多く、審議会の皆様にもいろいろと教えていただきたい と思います。よろしく お願いいたします。

金委員) 行政書士の金と申します。外国人の方の在留資格や国籍の変更といった関係の仕事をしております。一方で、私自身が韓国籍2世なので、地元の民団に所属して仕事をしています。審議会ではなかなか良いアイデアがなくて申し訳ないですが、私なりに考えて御提案していけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

小関委員) みやぎ外国人相談センターで相談員をしている小関と申します。国籍は日本ですが中国出身で、日本に住んで24年になります。アメリカにも3年間住んでいました。もともとは歯科医でしたが、自分の経験を活かして県内在住の中国籍の方々のお手伝いをしたいと思い、華僑華人のコミュニティの仕事をしています。日本の文化を学びながら、中国の文化を日本にも伝えていく架け橋になればと考えております。

寺田委員) ジェトロの寺田と申します。仕事柄海外への渡航経験が多く、住民票を移したことがあるのは、アメリカとイギリスとトルコですが、トルコでの生活では、言葉が通じなくてこんなに困るものなんだと骨身にしみました。そういった意味で、宮城県が外国人のためにこのような政策をとっているというのは素晴らしいと思います。私の経験から何か役に立てることがあればと思いますので、よろしく申し上げます。

西部委員) 宮城労働局職業安定所の西部と申します。私ども労働局ではやはり雇用という面で協力できることがあればと思っております。最近でいうと、留学生につきまして、県内の大学を卒業しても県外の方に就職してしまうといったことが多くありますので、少しでも県内へ就職してもらうように御協力できることがあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

古舘委員) 古舘由美と申します。私は、末松先生が以前東北大学経済学研究科で行われていた外国人の子育て支援プログラムのスタッフとして、5年間ほど外国人のお母さん方に携わってまいりました。その後も大学院のエスニックマイノリティの分野において、外国人のお母さん、特に子供が幼稚園に入る前のお母さん方の研究や、個人でも外国人の親子と交流したいという団体があり、そちらへの参加者として、またアドバイス役として活動しています。まだまだ不勉強ではありますが、どうぞよろしく申し上げます。

宮澤委員) 宮澤イザベルと申します。フランスから参りました。日本に来て22年になります。フランスで医師として働いておりましたので、日本でもそれを活かしたいと思い、今も東北大学病院で働いています。現在は災害時の通訳ボランティアや医療通訳ボランティアにも登録しています。外国人が病気になった時に一番困るのは、やはり言葉が通じないことだと思いますので、その手助けになればと思っております。よろしく申し上げます。

司会) どうもありがとうございました。それでは事務局を御紹介いたします。
経済商工観光部 高砂次長でございます。

経済商工観光部 三坂参事兼国際経済・交流課長でございます。

国際経済・交流課 千坂総括課長補佐でございます。

国際経済・交流課 企画・多文化共生班の鈴木課長補佐でございます。

私は、国際経済・交流課 企画・多文化共生班の大場でございます。どうぞよろしく願いいたします。

司会) 本審議会は10名の委員により構成されておりますが、本日は9名の御出席をいただき、多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の過半数の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日は末松委員が御欠席となっております。

また、県の情報公開条例に基づき、本審議会の会議は公開となっております事を申し添えます。

司会) それでは議事に入りますが、正副会長が選任されておられませんので、選出をお願いします。

正・副会長は、条例第16条第1項の規定に基づき、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがでしょうか。

西部委員) 事務局案はいかがでしょう。

課長) 事務局案を御説明します。会長につきましては、前期まで会長をお務めいただいた宮城教育大学の市瀬委員に、副会長につきましても、前期まで副会長をお願いしました東北大学の末松委員をお願いしたいと思います。

司会) ただいまの事務局案についてはいかがでしょうか。

全委員) 異議なし

司会) それでは会長に市瀬委員、副会長に末松委員が選出されました。なお、本日欠席の末松委員につきましては、事前に副会長選任について打診をしましたところ、承諾をいただいております。

それでは、市瀬委員は会長席への御移動をお願いいたします。

司会) ただいま選任された市瀬会長よりひとこと御挨拶をお願いいたします。

市瀬委員) 皆様、あらためましてよろしくお願い申し上げます。前回に引き続き会長ということで大役ですが、自分として出来る限りの貢献をしたいと思っております。

さて、2015年10月現在で県内の外国籍県民の数は17,237人となっており、震災前の最もピークだった頃の人口を超えている状況です。一方で、宮城県全体の人口は減少

している中で、外国籍住民の数は微増しているという状況です。

外国籍県民の国籍にも変化があり、例えば留学生について見てみると、以前は中国・韓国からの留学生が多かったのですが、現在はベトナムやネパールといった国からの留学生が仙台市内では増えているという状況です。

国の政策としては、外国人材の活用ということで、特に介護・家事労働・建築の分野での外国人材の活用といったものを進めているという状況があります。さらには、IT分野などの高度な専門職といった分野での外国人材の活用も推進されています。

一方で、全国では、インバウンドということで外国人観光客がここ数年で急増しているという状況があります。

私達のこの多文化共生社会推進計画ですが、平成21年に第1期計画が策定され、現在は第2期計画になっております。第2期計画のポイントは、意識の壁・言葉の壁・生活の壁という3つの壁を抱えている現在の状況の中で、特に市町村や地域社会においていかにそれらの壁を取り除いていくかに重点が置かれていると思います。

この推進計画を策定した時点では、先ほど申しましたような変化は意識していなかった訳でございまして、世の中はいろいろと変化しておりますけれども、我々が策定したこの推進計画を今後どのように浸透させていくかはまだまだ課題が多い状況です。本日お集まりの委員の先生方は各分野の専門の方々と承知しておりますので、ぜひ専門の見地からこの県の多文化共生推進計画のために御意見をいただければ幸いです。

司会) ありがとうございます。

ここで、議題に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。委員の皆様には事前に郵送させていただきましたが、本日机上にも同じものを配布しております。一点異なる点といたしまして、机上に配布した資料のうち、資料1-4「平成27年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」というものがございしますが、こちらは事前に郵送しておりませんでしたので、これだけ追加と考えていただければ、他のものは事前にお送りしたものと同じでございます。念のため一番上から確認させていただきます。

資料1-1「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」

資料1-2「宮城県多文化共生社会推進計画」

資料1-3「宮城県多文化共生社会推進計画リーフレット」

資料1-4「平成27年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」

資料2「みやぎ国際戦略プラン（第3期）リーフレット」

資料3「多文化共生社会推進啓発リーフレット」

となっております。不足している資料はございませんか。

全委員) なし

司会) それでは、ここからは条例第17条に基づき、議事の進行については会長にお願いすることとなります。市瀬会長、よろしくお願ひいたします。

市瀬会長) それでは、さっそく議事に入ります。まず、今回もう一度「多文化共生社会の形成の推進」について確認して、今後の審議会を進めて参りたいと思いますので、事務局から御説明をお願いいたします。

鈴木課長補佐) それでは事務局から御説明いたします。

本県では平成19年7月に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を全国に先がけて施行して以来、さまざまな取組を進めて参りました。この取組を今後も一層加速してまいりたいと考えております。そこで本日は委員の皆様から、多文化共生社会の形成を推進するための取組等につきまして様々な御意見をいただきたいと考えております。

本日10名の委員の皆様は審議会委員に御就任いただきましたが、今期から新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、改めてこの多文化共生社会推進計画及び現在宮城県が進めております取組などについて簡単に御説明したいと思います。

資料1-2の1頁を御覧ください。

宮城県では、多文化共生社会の形成を推進することについて、基本理念を明確にし、さらに広く県民に共通の認識に立つてもらうことを目的とし、平成19年7月に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を公布・施行するとともに、条例に基づき平成21年3月に平成25年度を目標年度とする5か年計画の「宮城県多文化共生社会推進計画」を策定しております。現在はこの計画の後継となります第2期計画を平成26年3月に策定し、県・市町村・地域国際化協会及び民間団体との連携の下、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を進めてきたところです。

続きまして、資料の3頁を御覧ください。「1 条例に定める基本理念」の記載があります。「国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる《多文化共生社会》の形成を推進することで、全ての県民が各々の能力と個性を發揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目指します。」とございます。定義としてはこのようになっております。条例で定める多文化共生社会の基本理念は次の1～3のとおりです。

- 1 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重される社会
- 2 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に参画できる社会
- 3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

続きまして、

- ・外国人県民とともに取り組む地域づくり
- ・外国人県民の自立と社会活動参加の促進

を基本方針として掲げ、多文化共生社会の推進に取り組むこととしております。

また、外国人県民を取り巻く各課題について、理解の不足や認識の低さ、地域とのつながりの希薄さを「意識の壁」、コミュニケーションの困難さ、学習の機会の不足は「言葉の壁」、家族問題の増加・複雑化、活躍の場の不足は「生活の壁」といたしまして、これらの壁の解消に向けた各種施策を推進しているところでございます

資料の20頁を御覧ください。多文化共生社会の形成に関する「現状と課題」、「施策の方向性」、「事業の取組方針」といったものを取りまとめてございます。そして資料の21頁以

降に、取組方針毎に「具体的な取組内容」、「取組に向けた主な役割分担」、「施策の評価指標」を記載しております。

例えば、21頁記載の「地域社会への基本理念の啓発」については、具体的な取組内容として、県民に対する啓発としては、シンポジウムや交流イベント等を通して基本理念に基づいた地域づくりに取り組むよう推進することや、教育機関における啓発としては、学校での児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育を通して、意識の醸成を図ることとしております。

また、市町村・県・国際化協会・市町村国際交流協会・NPO・事業者等といった各セクター毎に役割分担を明らかにしております。

続きまして、21頁の下にありますように、「多文化共生啓発事業等を実施している市町村数」を施策の評価指標に掲げております。

続きまして、35頁を御覧ください。この計画を推進していくために、施策毎に定めた評価指標毎に評価し、適切な進行管理を行ってまいります。なお、県が実施している取組につきましては、毎年度県議会に報告するとともに、この審議会にも報告しております。

次に資料1-4を御覧ください。こちらに平成27年度に取り組みました施策について簡単にまとめてございます。

まず(1)意識の壁解消に向けた取組についてですが、①多文化共生シンポジウムの開催事業について、今年度は1月に柴田町で開催し111名の参加をいただきました。②啓発ツールの作成についてですが、多文化共生社会について意識を深めていただくために、本日お配りしたリーフレットを作成し県民にお配りしております。③多文化共生社会推進審議会の運営としまして、本年度は6月と本日の2回審議会を開催しております。④多文化共生市町村等研修会としまして、市町村・国際交流協会職員を対象に「多文化共生社会の形成促進に関する課題と方策について」と題しまして、市瀬先生に講師をお務めいただき研修会を開催いたしました。今年度は26名の方が参加しております。

続きまして(2)言葉の壁解消に向けた取組についてですが、①災害時通訳ボランティア整備事業として、宮城県国際化協会に委託して災害時に通訳ボランティアを派遣できる体制を整備し、127人のボランティアを確保しました。

続きまして(3)生活の壁解消に向けた取組についてですが、①みやぎ外国人相談センター設置事業として、宮城県国際化協会に委託し、日本語・英語・中国語・韓国語・タガログ語・ポルトガル語・今年度から追加したベトナム語の7言語で対応いたしました。②多文化共生社会市町村研修会といたしまして、市町村職員・国際交流協会職員を対象に研修会を開催し、宮城県における外国人県民の概況及び市町村等における先進的な事例等について学習しました。26名が参加しました。

最後に(4)その他として①市町村との意見交換会を行いました。昨年度に引き続き、宮城県国際化協会の職員とともに、今年度は5市1村を訪問し情報交換を行いました。

今年度に取り組みました多文化共生施策については以上のとおりです。

事務局からの説明は以上になります。

市瀬会長) ありがとうございます。新たな委員の方もいらっしゃいますので、ただいまの説明

につきまして、何か御質問はございませんでしょうか。

寺田委員) みやぎ外国人相談センターというのは、この7言語で毎日相談できるのでしょうか。

鈴木課長補佐) 言語によって異なり、日本語・英語・中国語・韓国語は月～金まで毎日、タガログ語は週に1回、ポルトガル語とベトナム語については月2回となっております。

寺田委員) 利用者にどうやって知らせていますか。

鈴木課長補佐) 相談カードという携帯型のカードを作成し市町村に配布しています。また、宮城県国際化協会のホームページ等で周知しています。

課長) 具体的には、相談センターは県の委託事業なので、宮城県国際化協会のホームページでお知らせしています。

市瀬会長) 宮澤委員お願いします。

宮澤委員) 相談センターへの相談件数はどのようになっていますか。

鈴木課長補佐) 件数は毎年増減があり、震災のあった平成22年度がピークで1,384件、その後徐々に減少してきて平成23年度は560件、平成24年度は351件、平成25年度は255件、直近の平成26年度は290件となっております。震災関連の相談は昨年度にはなくなっております。

市瀬会長) 他に御質問はないでしょうか。

それではせっかくの機会ですので、皆様専門のお立場から、現場で苦勞されていることや、それをどう県の施策に反映したら良いかといったこと等、多文化共生社会を一層推進するための取組のあり方について御意見を伺いたいと思います。

各委員さまざまな分野で外国籍の方と関わっている中で、いろいろな課題をお持ちだと思います。一方で、県の計画に指標がありますが、社会の動きと共に実現できる部分となかなか実現できない部分があると思います。例えば28頁にあります「日本語講座の開設数」については、地域の外国籍の方々の居住状況によっては、こちらから働きかけても簡単に増えるものではないものと考えられます。また、先ほど阿部委員がお話くださいました保護者の方々への支援をどうやって行うのかといったことについて具体的な方策はとられていないですし、どのようにすべきかについても考えていかなければいけません。

今の話は一例ですので、皆様からこういう部分がまだまだということや、こうしたら良いのではといったこと等について実りのあるディスカッションができれば良いと思います。

いかがでしょうか。

小関委員) 日本語教室についてですが、県内の日本語講座は初級から中級までのクラスが殆どです。県内在住の外国人は定住者が多く10年以上日本に住んでいるため、初級から中級では満足できず、もっと勉強したい方がたくさんいます。また、話すことはできても書くことは難しい。書くことができれば、自分の意見をアピールする場が増えます。山形県の国際化協会に上級のクラスがあると聞いています。宮城県でも上級クラスを考えて欲しいと思います。

市瀬会長) 他の委員の方で何か御意見はありますか。

古舘委員) 地域の日本語教室で初級・中級を終えた方が自立的に学習できる環境や仕組みが整っていくと、地域への参加率がアップしていくと思います。

市瀬会長) 今のお話は、日本語教室の開設以外にも、勉強していく手段はあるということでしょうか。

古舘委員) はい。

阿部委員) 私は日常的に外国籍の子供達への学習支援をしています。子供達は会話は比較的すぐできるようになりますので、担任を含めた周りの者達が、その子がどの程度困っているのかがあまりわからないといったことがよくあります。日常的な生活は支障なくできるけれども、それがその子の読み書き能力が向上しているということではないということ、私達学校現場の者がよく認識してサポートしていかなくてはいけない、つまり教職員の啓蒙も必要だということを強く感じています。

そして、現場の声として、最近は外国籍の方がいろいろな土地に点在してお住まいになるということが多くなってきて、例えば一つの学校の中に外国籍の子供が一人とか二人というのがめずらしくなくなってきました。現在の私の勤務先の八幡小学校は外国籍児童が多くいますのでサポート体制も整っていますが、一人二人ということになるとサポートになかなか手が回らず、話せるけれども実は読み書き能力が全く身についておらず、いざ勉強になると何故できないのだろう、サポートはどうしたら良いかわからないという状況になっています。外国籍の方にとっては大人も子供も同じ困難を抱えていると思いますので、そういったところへのサポートが何かないかということを感じています。

また、学校に限定して言えば、どこか地域に中心的な学校を作り、外国籍児童生徒が週に1~2回そこへ通学する、また保護者へのお便りなどもそこが中心となって、ネット上でお互いに地域的なところでの確認ができるというような仕組みができたらいいと思います。

市瀬会長) 貴重な御意見をありがとうございます。

大人も子供も読み書きに課題があるという点では共通しているということ、また、外国籍住民の方が散在している、ゆえに孤立してしまうということです。さらに、御提案として、センター校のような組織をつくって、外国籍の児童生徒に関しての情報を中心的に発信するような機能を持たせない限り、点在する外国籍の保護者や子供へのケアが進んでいかないので

ではないかといった問題提起でした。

寺田委員) 自分の経験として、ロンドンでは日本人は日本語学校に通うために集住していました。先ほどから話をお聞きして思ったのですが、行政にできうることとしては、例えば特に大きなエスニックグループについて重点校のようなものがあれば、その近くに住むという動機づけにはなるのではないのでしょうか。そのような支援の重点校があつて、そこへ通う外国籍の子供が増えれば何らかの解決になるのではないかと思います。

市瀬会長) 目下県内でエスニックグループといえば中国籍グループと韓国籍グループと言えと思いますが、いかがでしょうか。

金委員) 来日する外国籍住民は殆どが仕事を心得て永住するためにやってきます。子供の教育のあり方も戦前から変わってきており、当初、朝鮮学校は半島へ帰国するための語学学校でしたが、現在の2世3世は日本に定住し永住する流れとなっているため、民族教育の要望は殆どない状況です。韓国系についても、東京・大阪・名古屋にある韓国人学校については、もともとは在日2世3世のための教育の場でしたが、現実はというと、その半分は駐在員や韓国系企業の出張族の子弟の受験教育の学校となっています。

日本で生まれた子供は別として、小学校の高学年や中学生くらいから日本へくる子供にとっては、日本語の教育はその後の人生を大きく左右することになります。中学生くらいで家族と一緒に日本にきた子供は、帰国予定で本国の教育施設に入ることができれば本国で不自由なく生活できるかもしれませんが、日本の中学校に通って日本語も中途半端・母国語も中途半端になってしまうと、自分の行き場所がないという状態になってしまいます。そういった子供が現実的に多い状況です。特に東京などの密集地に多く、中国系・韓国系・ベトナム系などの子供も増えてきており、そういった子供が中心になって非行に走りやすい状況です。

宮城県の場合は朝鮮学校が残ってはいますが、殆どが日本の学校かインターナショナルスクールに通うしかない状況なので、阿部先生のように細かくケアしていただき日本語の能力を身につけてもらうことが一番だと思います。

市瀬会長) 宮城県の場合、多くの外国籍の子供が日本社会への定住を目指しているが故に、公立学校での普通の日本語へのニーズが高いのですが、分散化しているためになかなか支援が回らないという状況です。また、宮城県の場合は民族学校や外国人学校などのチョイスが少ないという問題もありますね。その他いかがでしょうか。

小関委員) 中国語を勉強する場所として9年前にインカチュウブン学校という中国語を勉強するクラスのようなものを作りました。当初は多くの生徒がいましたが、最近ではなかなか新しい生徒は入ってきません。宮城に住んでいる中国籍の人たちは日本に定住していくためにまずは日本語が必要と考えています。

寺田委員) 最近新聞で、就学年齢に達した外国籍の子供で、どこにいてどうなっているのか全く

わからない（不明）という子供の割合が、日本人の子供の割合が0.01%であるのに対して、5%と桁違いに多いという記事を読みました。

その理由として書いてあったことは、日本国籍の子供は就学義務があるので、一生懸命追いかけてわからないままにしないけれども、外国籍児童の場合は、親が協力しない場合には無理に追いかけないという現状があるようだということでした。なぜ協力しないのかというと、例えば教育制度がよくわかっていないため、何だかよくわからないことを書くと不利益を被るのではないかという恐怖感があったり、そもそも日本語の紙が読めないからだということだと思います。

先ほどからお話のある極めて長期間お住まいになる外国籍の方々に、日本の教育制度の十分な支援が提供できないために不幸な子供が育っていくということは避けなくてはならないと思いますので、一般論として新聞に書かれているようなことがあるのであれば、国籍に関係なく全ての子供が学校に入ることができる仕組みをつくり、学校で支援する仕組みをつくるのが望ましく、それが10～20年後の負担を確実に減らすことになると思います。

市瀬会長) 不就学と行方不明児童の話がありましたが、どなたか情報をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

金委員) 不就学の問題についてお話がありましたが、私は、そういった子供はブラジル日系人の子供達が多いと聞いています。出稼ぎで連れてこられた子供達で、昔の外国人登録法では住民票のような転出・転入の届出の義務はなく、親の仕事場が変わるとそれに伴って転々と住所が移っていくうちに、そのまま所在がわからなくなってしまうというケースです。そういった子供達は家庭ではポルトガル語を話し、成長すると日本語もチャンポンで話すようになりますが、結果として母国語も日本語も上手く話せない、しかも義務教育も受けていない状態という子供の数が実際に結構いると聞いています。

現行の制度では外国人も転出・転入の届出が必要となり、自治体も住所を把握しやすくなりましたし、義務教育の案内等も、自分が子供の頃にはなかったのですが、現在はきめ細やかに通知してもらえるようになったので、今後は少し変わってくるかもしれません。それにしても、やはり親が義務教育等の制度をどの程度理解しているかが問題で、それについては各自治体が丁寧に説明していかななくてはならないと思います。

しかしながら、外国人の多くの労働者が、不景気で仕事を転々としているうちに不法就労・オーバーステイとなってしまう状態も多く、今後も増えるのではないかと懸念しているところだと思います。

市瀬会長) 行方不明・不就学児童の場合は届出を出さずに帰国してしまっている場合があるので、文部科学省等が調査をかけない限り把握できないという問題があり、マイナンバー制度などを上手く活用できれば、そういった子供達の動きをもう少し把握できるのではないかと思います。県の方で、何かそういった動きの把握について情報があればお願いします。

課長) 具体的な情報はありませんが、先ほどおっしゃられたように住民の把握の仕方が変わりつ

つありますので、就学に関しては日本人も外国人も同じような対応になっていくものと思います。また、県内の事情としては、一時期ブラジル日系人が大和町等を中心として多く在住していたことがあり、唯一のエスニックグループという認識がありましたが、宮城県の特徴として集住しているということがあまりなく、仙台を中心に比較的多いということはありませんが、それぞれの地域に分散してお住まいになって地域の方々と協力しながら暮らしていらっしゃいます、

行政として把握していない児童に関しましては、教育庁等とも連携しながら地道に調査していくしかないと考えています。

市瀬会長) 外国籍の子供を含めた情報というものを今度どうやって把握していけば良いのかということは、この推進計画と関係する部分だと思いますのでよろしく願いいたします。また、先ほど寺田委員から御指摘のあった不就学の児童に対して市町村の教育委員会が積極的にアプローチをして学校に入れるよう働きかけをしているのかということについてですが、県内のある市町村において、父兄も児童本人も全く日本語が話せないというケースだったのですが、積極的に受け入れられないという見解を持たれる市町村もあると聞いています。一方他県においては、市町村が不就学の児童を学校に入れるよう積極的に働きかけているという事例も聞いています。県内の教育委員会においても年度や担当者によっても姿勢・見解が異なる場合がありますので、いつ何時においても外国籍の子供が平等に公立学校に通学できるような働きかけをしていくようにしなくてはならないと思います。

寺田委員) 「多文化共生」というのは、つきつめて言えば外国人県民だけでなく日本人県民も含めて皆が幸せになるための施策と言えらると思います。そのためには、親が不法就労などの状態になって追い詰められ、苦しい状況の子供達が教育も受けられないような社会になってしまうと、そのツケは10～20年後にとつともなく大きなものとなって返ってきてしまうということを、教育現場の方にはよく御理解いただく必要があると思います。

いまこの時点で外国籍の子供達が、言葉が不自由でも多少お行儀が悪くてもきちんと学校に入り教育を受けて良き市民となることが、結局はその親も幸せになり、その人々を包み込む社会も幸せになるということを良く理解してやっていかなければならないと思います。

課長) 学校に入る前の日本語が不自由な外国籍児童についての支援については非常に重要な問題と考えています。このことについて補足させていただきますと、文部科学省での制度として、こういった児童をサポートする人材を学校で採用することを支援する、具体的に言えば人件費を補助するという制度があるのですが、この制度については若干ハードルが高いということもあり、宮城県では(公財)宮城県国際化協会において、支援する通訳ボランティアのような方を派遣するといった制度を設け、国の制度を補っています。この協会の制度がやや使い勝手が良いということで、県内の学校で利用いただいておりますが、低金利の時代にあつて協会の財政状況がなかなか厳しいということもあり、制度を続けていくにあたってどのように折り合いを付けていくかについては今後の課題と考えています。

市瀬会長) 宮城県のシステムについて御紹介いただきました。宮澤委員お願いします。

宮澤委員) 二点お聞きします。一点目は、サポートが必要な児童がどの程度いるのか、つまりニーズがどの程度あるのかを知る必要があると思うのですが、年度途中で入学してくる外国籍児童生徒もいますので、就学時だけでなく、各学年にどの程度外国籍児童がいるのかを毎年毎学年について調査することはできないか、ということです。

もう一点は、先ほどお話しがあったセンター校のような施設をつくるというのはとても良いと思います。実際に首都圏はそういう施設があると聞いています。そこで、どの程度の外国籍児童がいればそういったセンター校のようなものをつくることができるのか、もし何らかの基準があるのであれば、宮城県において少々規制を緩和するとか、そういった対策ができないかということについてお聞きします。

課長) 説明が不十分だった点があると思うので補足いたします。先ほど説明した国の制度についてはある程度かつちりとした制度なので、ある程度の生徒数が定期的に入学することだとか、4月から通年で在籍しているといった基準があると思いますが、それに乗りにくい部分については(公財)宮城県国際化協会の制度で補い、フレキシブルに対応ができると思います。例えば年度途中で入ってきた児童について等も対応が可能です。ただし、回数の制限は一応設けております。

しかしながら市町村の教育委員会なりが、こういう制度を使っていこうという意識を持っていただかないと、せっかくの制度も使われないということになりますので、我々としても市町村へ案内をしていきたいと思います。

市瀬会長) 李委員お願いします。

李委員) 宮城県多文化共生社会推進計画の基本理念は、豊かで活力のある宮城へということで、国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重される社会・県民が地域社会に参画できる社会ということですが、これまで話し合ってきたことは、その妨げになるようなことをどのように取り除いていくかということだと思います。

この審議会に参加させていただいてずっと思っていますのは、宮城県には20年以上と長く定住されている外国籍の方々も多く、小関委員が先ほど言われたように、言葉の壁・生活の壁を既に解決して、それどころか県民として「人材」になっているような方々がたくさんいらっしゃいます。実際このような方々は、受け皿がない中でも自分たちが活動する場をこしらえて活躍されています。

こういった方々に今後どのように光をあてるのが重要と考えています。例えば意識の壁ということ言えば、このような方々がシンポジウム等に登壇されたりお話されたりしますが、活動の一つとしてはそろそろ限界だと思います。特に女性の場合、子育てを立派に終えた方々が地域コミュニティのためにどのように活動されているかを見ようとする、そして何かを自分たちで立ち上げて活動しているような事例があれば、それに光をあてて、行政はそういった方々に何か仕事を分けたり、できることがないかというような工夫をすること

が、今後の意識の壁解消に向けた取組になると思います。

私は現在、人類学的な研究から被災地を回っていますが、当初ボランティア等で活動され震災から5年間頑張っていた外国籍の方々も、現在はNPOやNGOなど殆どが撤退してしまったために活動の場が無くなり、結局は東京など他の地域に行ってしまうというケースを見ることがあります。

そういった人材がいるにも関わらず、地域が気づかない、又は気づいていても受け皿をつくることができないといった状態になっています。そのような方々は大学関係者や国際結婚された方々などに本当にたくさんいますので、まずは調査から始めてみてはいかがかということをご提案したいと思います。

市瀬会長) 貴重な御意見をありがとうございました。本推進計画の中では外国人コミュニティリーダーと呼んでいます。この育成については外国人県民大学等で皆さんが長年取り組まれています。既に活躍されている人材にどう光をあて、更なる活躍の場を提供していくのかといったようなお話でした。ただ、そのための基礎的な情報を持っていないということで、その部分をどうしたら良いのかという御提言でした。何か付け加えて御意見がありましたらお願いします。

古舘委員) 先日、MIAと外国につながる子供達のサポートをしている団体が共催するサポーターの学習会に参加してきました。定期的に行われているもので、今回気がついたことは、20年以上日本に住んでいますという方が何か日本のために役に立てることはないかということで、通訳サポーターなり学校に入って行ってサポーターとして活躍している方が増えているということを感じてきました。基礎的な情報がないということでしたが、そういった支援団体とも連携して情報を共有していくことが必要になっていくのではないかと感じます。

市瀬会長) 県としては、そういった個人的な情報について把握することは難しいでしょうか。

課長) 個人的な情報の取扱いはなかなか難しく、県として網羅してはいないのですが、今まで外国人コミュニティリーダーの育成に努めていただいた(公財)宮城県国際化協会については指導的な役割を果たしていただいておりますので、協会と意見交換をしていく中で、そういったリーダーの活用についても相談してまいりたいと思います。具体的に少し検討されてきていますのは、みやぎ外国人相談センターというものを設置して外国籍の方に活用していただいておりますが、少し目先を変えまして、現在、少数言語につきまして一定の曜日を決めて対応しておりますが、そういった支援をしていただける外国人の方が多数確保できるような言語については、必ずしもセンターに詰めてという形ではなくとも対応できるのではないかと検討を始めたところではあります。しかしながらこれにつきましては少々時間を要することでもありますので、より使い勝手の良い形に相談しながら進めてまいりたいと思います。

市瀬会長) さて、更なる外国人の方々の活躍の部分についてですが、就職や雇用について話し合

いたいと思います。西部委員から留学生の就職についてのお話がありましたし、県内には多数の技能実習生や研修生も入っていることと思いますので、西部委員から、外国人の就労について何か御意見はありますか。

西部委員) 留学生は留学が終わると帰ってしまう方が多いと思いますが、留学が終わっても日本で働いてみたいという方に、ぜひとも宮城の中で働いていただきたいということで取り組んでおりますが、宮城の大学を卒業しても県外の会社に就職してしまうということが見られます。宮城の中に残ってもらうためには学生本人にアプローチしなくてはならないと思いますが、なかなか我々のハローワークではそういった方々へのアプローチが行き届かない状況です。国や行政機関では学生本人にアプローチする手段がなく、どうしていったら良いのか大きな悩みになっております。

大学と協力すればということでキャリアセンターともやりとりをしてみはしておりますが、なかなか上手くいかないという感触を得ています。

市瀬会長) 貴重な御意見ありがとうございました。せっかく高等教育機関が充実しているにもかかわらず、殆どが帰国してしまうか東京の方に行ってしまうということでした。何か御意見はありますか。

寺田委員) 資料の11頁にあります「主な在留資格別在留外国人数の推移」において、留学生の数は減っていると見るのが正しいのか、2010年が極端に多かったのかということなのでしょう。

先ほどからの義務教育的な話というのは、困っている人にどういう手を差しのべるかということでしたが、それとは対照的に留学生というのは、自らの意思とお金を使って日本を選択してきている方々なので、こういう方々が宮城を魅力ある目的地とすることができれば間違いなく将来のためにプラスだと思います。

留学生の就職支援をして宮城に留学生を定着させることができれば、それが魅力になると思いますし、また、具体的にどのような行政サービスを提供すれば、宮城が魅力的な留学先になるのかについても、力をいれるべきもう一つのポイントと考えます。

課長) 留学生の活用と言うことに関しまして、宮城県は学都ということで大学・専門学校が多く留学生も多くいることから、これを活用しない手はないということでたびたび審議会でも話題になっているところです。

まず御指摘のありました留学生の数ということですが、確かに震災前の2010年はこの資料では最も多く、その後2011の震災で一時的に減少しました。しかしながら、最新の2014年のデータでは震災前の数値を少し超えたところまで回復しております。国籍では震災後はベトナムやネパールといった国籍の方の増加率が増えております。

大学等に留学する方々は、高等教育も受けられていますし日本語能力も不自由ないということ、一方で県内におきましては震災後労働力不足という状況にあるということから、これを活用しないといけないということで、昨年、留学生と企業を引き合わせる場面をつくっ

たら良いのではという話があり、専門学校が団体や企業団体の協力を得て、留学生を受け入れても良いという考えを持つ個別企業の説明会を設けさせていただきました。従来はまさに就職説明会のような形で行っていましたが、そのような形は両者ともなかなかハードルが高く、企業側としても外国人を雇うことについてなかなか積極的になれないということもありましたので、そうではなく、両者が率直に話し合いができる場面を設けましょうというスタイルで行わせていただきましたところ、従来よりはやや両者とも参加者が多かったということです。

この事業は当課の所管ということではないのですが、今後もこのような形で取組を進めていきたいと思っております。

寺田委員) 雇う側の企業の方々に向けて、留学生を雇用するためのセミナー等を開催してはどうかと思います。多くの企業はこれまで日本人を雇った経験しかないと思いますので、留学生を雇用しようとする時には、これまでと若干条件や状況を変えた方が良く思うのですが、自分自身ではなかなか戦略を立てられないと思います。そこで、そういったことに詳しい方から企業向けに、留学生はどのように雇ってどのように活用するのかということ、成功例などを踏まえて説明することができると、企業側の意識も変わると思います。

市瀬会長) そろそろまとめの時間となりました。

本日たくさんの貴重な御意見を賜りましたが、個人的に印象に残ったもの、今後を活かせると思った点についてまとめさせていただきます。

まず言葉の壁としては、子供も成人も、読み書きの支援にもっと焦点をあてていくべきということ、子供の不就学や行方不明児童といった深刻な状況がある中で、教育委員会の意識啓発に力を注ぐ必要があるということ、外国人コミュニティリーダーが育ってきている現状の中で、どうやって活躍の場を広げていくのか、まずは調査が必要ではないかということ、最後に、留学生について県内で就職していただき雇用につなげていくために、留学生に対するセミナーと共に、雇用主に対する啓発が必要であるということでした。

全体をとおして課題だと思いましたが、外国人の子供や成人についても、情報がきちんと把握できていないということです。どこにどのような情報を投下したら良いか、そしてその見返りがなかなか得られないといった状況ですので、まずはきちんと情報を把握して、しかるべきところにしかるべき情報を提供していかないと、いろいろなイベント等を開催してもなかなか取りこぼしてしまう部分があると思います。

たいへん貴重な意見で、今後の推進計画に掲載することができるようなものもありますし、対応できる部分は対応していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

課長) いただきました貴重な意見については、来年度以降の活動になろうかと思いますが、極力反映させることができるようにしてまいりたいと思います。

なお、審議会については、例年第1回目の審議会において前年度の施策の状況について説明させていただいておりますので、その際に可能な範囲で情報を収集してなるべく御提供できればと考えております。

市瀬会長) それでは、議題の2のその他についてでございます。現在県が進めている「みやぎ国際戦略プラン」と多文化共生推進計画との関係についてお話を頂戴したいと思います。事務局から御説明をお願いします。

課長) お手元に配布した資料の「みやぎ国際戦略プラン(第3期)」について説明させていただきます。多文化共生推進計画は5か年計画ということで施策を進めておりますが、「みやぎ国際戦略プラン」は3年又は4年ごとの計画となっております。第1期が平成19年度から21年度、第2期が平成22年度から25年度、今回の第3期が平成26年度から28年度までとなっております。次年度に新たな計画として第4期計画を策定することとなります。事前に審議会委員の皆様に御説明したいと思います。

リーフレットを開いていただきますと左上に「プラン策定の趣旨」が記載されております。こちらの計画が3年ごとに策定する意味としては、国際情勢がめまぐるしく変化するということもあり、迅速かつ柔軟に対応するために本県独自の計画をたてて進めております。次に「プランの位置づけ」ですが、本プランは、宮城県全体について定めております「宮城の将来ビジョン」及び震災復興にあたり策定した「宮城県震災復興計画」の分野別計画という位置づけとなっております。御承知のとおり、第2期プランの実施中には東日本大震災の発生等のマイナス要因とともに、国際的知名度の向上につながるような大規模イベントの開催などプラス要因も発生しました。

本県の現状としましては分野ごとに5つの整理・分析をしており、それぞれの現状を受けて5つの課題を挙げております。さらに、それを受けた取組の方向性ということで、<緊急的・戦略的な取組の方向性>と、<継続的な取組の方向性>との二つに分けて、それぞれ施策を策定しております。

最後の頁にありますように第三期プランの基本的な考え方として、震災による販路が喪失したこと、また売上が低迷しているということから回復していくために、新たな販路の拡大と取引拡大により復興を加速すること、また、外資系企業誘致による新規雇用創出の実現、更に本県の復興状況や風評払拭のための取組を積極的にPRすることを書いています。

基本理念に基づく施策展開のイメージ図がございますが、一番下に産学官の連携による取組主体のネットワーク・緩やかな連携について記載しています。このような連携のもとにみやぎの国際的知名度の確立に向けた施策を記載いたしました。さらにそれを支えにしたグローバル経済の促進に向けた施策として、本プランの2本柱であります販路拡大と外資系企業の誘致の実現を図るということにしております。施策の推進にあたりましては、基本理念であります「国際ブランドMIYAGIの確立による富県宮城の実現」を浸透させつつ、震災復興に向けた基本的な考え方に基づいて取り組んでまいります。その結果として最上部にあります富県宮城の実現を目指すこととしております。

見開きを更に開いていただきますと、国際戦略プランは26の大きなプロジェクトから成り立っておりますが、その主なプロジェクトについてこちらにお示ししております。右側上段に取組2-2といたしまして多文化共生社会の形成の推進について記載しております。今回はたまたま第2期多文化共生社会推進計画と時期が合いましたので、その記載内容と整合

を図る形で記載しておりますが、次期プランの策定にあたりましては概ね第2期計画を踏襲する形になると思いますが、当然時点が違いますので、数字的なものにつきましては新しい数値に置き換えて記載することになります。また、特に状況が変わったもの等につきましても、この審議会等で御提言いただいた内容については先行して一部変更することもあると思います。

来年度このプランの見直しをしていく中で、国際戦略プランの中に記載している多文化共生について修正の必要があること等がありましたら、次回の審議会において御提言いただきたいと思います。

今日は概要版を使用しての御説明となりましたが、必要であれば、県のホームページに本編が掲載されておりますので御覧になっていただければと思います。

説明は以上です。

市瀬会長) ありがとうございます。この件について、何か御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

寺田委員) 多文化共生社会の形成の推進の施策展開として家族サポートとあり、外国人県民等の相談と相談対応力の向上が記載されていますが、冒頭に御説明いただいた電話での相談件数がずいぶん減っているということが気になりました。

また、本当に危機的だと思うことは、最近ブラジル人の母子家庭のお子さんが事件を起こしたという悲しい事件がありましたが、そういう追い込まれたような家庭では、自分からアクションを起こして相談するというようなゆとりのある状況にはないので、相談を待っているのではすくい上げられないのかなと思いました。

相談件数が減っていくことは危機的なことですし、相談を待つのではなく、掘り起こすことも必要だと思います。

課長) 相談センターの相談件数については、通常ベースの相談と震災関連の相談に分けて統計をとっております。平成22年度はトータルで1,384件と申し上げましたが、そのうち震災関連の相談が1,069件で、一般の相談については例年ほぼ300件前後で推移しております。震災直後は避難所や給水の問題など、様々な外国人の方からの相談がありまして、たいへんな数になったという状況です。最近も件数が減っているのではないかという御意見もあると思いますが、この原因としてポルトガル語の相談件数が激減しているということがございます。宮城県ではかつて県北の工場団地に多くのブラジル人の方々がお住まいでしたが、その方々が減ったために、相談件数もこの2～3年で激減しているということがございます。その二つの要因があいまってこのような状況になっております。

そのあたりにつきましては、(公財)宮城県国際化協会とも相談をさせていただき、ニーズの変化に伴い対応言語も変えなくてはいけないということで、今年度からベトナム語を新たに追加しました。ベトナム語以外にも隠されたニーズがあるという話もありますし、相談対応曜日の設定についても適当なのかという話があります。ただし予算が限られたことでありますので苦慮している状況でございます。

市瀬会長) 他によろしいでしょうか。

そろそろ終了の時間が近づいてまいりました。

本日はいろいろな御意見いただきましてありがとうございます。議事進行に不手際がありまして、皆様から十分な御意見を賜ることができず申し訳ありません。それでは、本日の議事を終了いたします。進行について事務局にお返しいたします。

司会) それでは、次第の6「その他」に移ります。まずは事務局から連絡事項がございますので説明をお願いいたします。

鈴木課長補佐) 2点ほど御説明します。1点目は本日資料としてお配りしました一枚物のリーフレットでございます。本年度初めて作成したのですが、一般県民の方々を対象に、少しでも多文化共生とは何だろうということで、わかりやすく知っていただこうと思い作成しました。といいますのも、本年度柴田町でシンポジウムを開催し、最後にアンケートをとらせていただいたところ、参加者は主に柴田町民の方々でございましたが、40%以上の方が多文化共生という言葉を知らない、あるいは、意味も当然わからないといった回答をいただきました。私どもといたしましては、多文化共生に関する御理解を一層深めていただくためにも、極力敷居の高くないわかりやすい啓発を心がけていかななくてはならないという意識を持ったところでございます。そういった取組の一つとしてこのリーフレットを作成し、主に市町村等関係機関を介しまして県民の皆様にお配りすることを取り組みました。

連絡事項の2点目ですが、来年度の第1回審議会については6月頃の開催を予定しております。その際に平成27年度を取組と成果、各指標が設けられておりますので、進捗状況について御確認いただき御意見を頂戴できればと考えております。

事務局からは以上です。

司会) ただいまの連絡事項について御質問等ございませんか。

(なし)

本日お集まりの皆様から何か御連絡したい事項などはございませんか。

(なし)

それでは、以上をもちまして本日の多文化共生社会推進審議会を終了いたします。本日はお忙しいなか御審議いただきありがとうございます。